

笠間市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月25日

笠間市監査委員 仙 波 操

笠間市監査委員 須 藤 幹 夫

笠間市監査委員 小 藺 江 一 三

令和 2 年度定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査

第 2 監査期日及び監査対象部署

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署
令和 3 年 1 月 7 日	上下水道部 下水道課 水道課 会計課 市民生活部 市民課（市民窓口課） 環境保全課 市民活動課
令和 3 年 1 月 26 日	農業委員会事務局 産業経済部 農政課 道の駅整備推進課 商工課 観光課 議会事務局
令和 3 年 1 月 27 日	消防本部 都市建設部 都市計画課 建設課 管理課 監査委員事務局 公平委員会
令和 3 年 2 月 3 日	教育委員会 公民館 図書館 生涯学習課 おいしい給食推進室 学務課 スポーツ振興課

第 3 監査の対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日まで

第 4 監査の着眼点と実施内容等

財務に関する執行及び経営にかかわる事業の管理が法令に適合し、適法かつ効率的に行われているかどうか、事務の執行が適正に行われているかどうかを着眼点とした。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

提出書類

- ① 組織体制
- ② 事務事業執行状況調

- ③ 収入未済額調書
- ④ 負担金及び交付金の支出状況
- ⑤ 補助金交付状況
- ⑥ 各種団体等の会計事務の管理状況調
- ⑦ 歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）
- ⑧ 内部統制の取組状況

第5 監査の結果

笠間市監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘及び注意事項は以下のとおりである。

『上下水道部』

【下水道課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【水道課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『会計課』

特に指摘及び注意する事項なし。

『市民生活部』

【市民課（市民窓口課）】

特に指摘及び注意する事項なし。

【環境保全課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【市民活動課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『農業委員会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『産業経済部』

【農政課】

特に指摘する事項なし。

注意事項

1人の課長で所管するには、業務量、人員とも過大であり、今後の適正な業務執行の確保や内部統制の環境整備の観点からも組織構成の再検討に努められたい。

【道の駅整備推進課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【商工課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【観光課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『議会事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『消防本部』

特に指摘及び注意する事項なし。

『都市建設部』

【都市計画課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【建設課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【管理課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『監査委員事務局』

特に指摘及び注意する事項なし。

『公平委員会』

特に指摘及び注意する事項なし。

『教育委員会』

【公民館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【図書館】

特に指摘及び注意する事項なし。

【生涯学習課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【おいしい給食推進室】

特に指摘及び注意する事項なし。

【学務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【スポーツ振興課】

特に指摘及び注意する事項なし。

※ 全体的な注意事項

料金等の滞納対策については、一定の成果が見られるが、財源の確保や公平性を図るため、なお一層の収納率の向上と滞納額の縮減に努められたい。

また内部統制については、前年度に引続き各部署からの内部統制の取組み状況について聴取したところであり、制度導入2年目を迎え、総務課においても全庁的な対応がスタートし、各課においても取組みが進みつつあるなど全体として概ね適正に対応されているものと認められた。今後はさらに、定期監査の中で全庁的な対応課題として示された、業務の執行、予算編成、入札契約、会計処理、個人情報取扱い、内部統制環境の整備（組織、人事、研修）などについて、全庁的な対応方針としてまとめ、事務引継書においても改善を加えるなど、全庁共通理解のもとに各部署での内部統制の取組みを進め、なお一層の業務執行の適正な確保に努められたい。